

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和6年度第9回登米市農業委員会総会		
開催日時	令和6年12月25日（水） 午後2時10分 開会 午後3時06分閉会		
開催場所	中田庁舎3階 旧議場		
議長の名氏	会長 高橋 清範		
出席者 （委員） の氏名	【農業委員】		
	1番 おの でら よし ゆき 小野寺 義 幸	2番 す ず き や す こ 鈴 木 泰 子	3番 た じ ま み き お 田 島 幹 雄
	4番 み つ か よし たけ 三 塚 芳 毅	5番 い が ら し こ う き 五十嵐 幸 喜	6番 し ば さ き せ ん い ち 柴 崎 専 一
	7番 さ と う ひ さ み ち 佐 藤 久 順	8番 浅 さ の か ず ひ ろ 浅 野 和 宏	9番 い わ ぶ ち つ と む 岩 淵 勉
	10番 い わ さ き こ 岩 崎 とみ子	11番 あ べ し ず お 阿 部 静 男	12番 ち ば あ き ひ ろ 千 葉 昭 広
	13番 おの でら て つ こ 小野寺 鉄 子	14番 あ べ あ き の り 阿 部 晃 徳	15番 か み や ま り ゆ う た 加美山 竜 太
	16番 た か は し た け し 高 橋 健 之	17番 す ず き い わ お 鈴 木 巖	18番 よ し む ら ち ゆ う い ち 芳 村 忠 市
	19番 は が し ゅ う じ 芳 賀 秀 二	20番 さ く ら い と し み つ 櫻 井 利 光	21番 さ と う ひ で ひ こ 佐 藤 瑛 彦
	22番 か の し ゅ う こ 鹿 野 昭 子	23番 も ん ま い ち ろ う 門 馬 一 郎	24番 た か は し き よ の り 高 橋 清 範
	【農地利用最適化推進委員】		
	1番 か ど わ き あ き お 門 脇 昭 雄	2番 お い か わ す け ひ ろ 及 川 祐 宏	3番 た さ き み つ お 田 崎 光 雄
	4番 ち ば く み お 千 葉 久三男	5番 あ ず ま け い ぞ う 東 敬 三	6番 は が て い い ち 芳 賀 定 一
	7番 た か は し や す ひ と 高 橋 弥寿仁	8番 し ら い し ひ さ き 白 石 久 喜	9番 さ さ き ま さ し 佐々木 正 志
	10番 い わ ぶ ち か ず や 岩 渕 和 也	11番 あ お や ま し ん い ち 青 山 信 一	12番 ち ば と し ゆ き 千 葉 利 行
	13番 さ と う け い 佐 藤 啓	14番 ち ば こ う じ 千 葉 孝 二	15番 さ さ き よ し ろ う 佐々木 喜 朗
	16番 ち ば ひ ろ な お 千 葉 博 直	17番 さ さ き た か し 佐々木 尚	18番 おの でら け ん じ 小野寺 堅 二
	19番 こ い で た か の り 小 出 隆 則	20番 と よ さ わ け い し 豊 澤 啓 司	21番 さ さ き た け お 佐々木 武 雄
	22番 さ と う あ き ら 佐 藤 晃	23番 す ず き か ず よ し 鈴 木 一 義	24番 こ ば や し ひ ろ ゆ き 小 林 弘 幸
	25番 い し ど う た か ひ ろ 石 堂 貴 博	26番 さ と う す ず む 佐 藤 進	27番 は ぶ 生 浩 や 也
	28番 か め い た つ お 亀 井 達 夫	29番 こ ん ど う み つ る 近 藤 充	30番 し ろ と り 剛
	(は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員)		
事務局職員 職 氏 名	小野寺事務局長、佐々木事務局次長、山形事務局長補佐、三浦主事、白石主事、 書記：園田農地管理係長		

議 題	報告第 30 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 報告第 31 号 使用貸借権の合意解約について 報告第 32 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 56 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 58 号 非農地証明願について 議案第 59 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第 60 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
会 議 結 果	報告第 30 号 議案書のとおり報告した。 報告第 31 号 議案書のとおり報告した。 報告第 32 号 議案書のとおり報告した。 議案第 55 号 議案書のとおり決定した。 議案第 56 号 すべて可として意見決定した。 議案第 57 号 すべて可として意見決定した。 議案第 58 号 議案書のとおり決定した。 議案第 59 号 議案書のとおり決定した。 議案第 60 号 議案書のとおり決定した。
会議の概要	下記のとおり
会 議 資 料	・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 12 番千葉昭広委員、議席番号 13 番小野寺鉄子委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》

議長	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。 日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、報告第 30 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 30 号を終わります。
議長	次に、日程第 5、報告第 31 号使用貸借権の合意解約について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 31 号を終わります。
議長	次に、日程第 6、報告第 32 号農地基本台帳新規(補正)登載申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 32 号を終わります。
議長	次に、日程第 7、議案 55 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》

	説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第1区の報告を登壇してお願いいたします。
8番委員	令和6年12月20日実施した登米市農業委員会第2区現地調査の結果を報告いたします。 農地法第3条の進行番号6番は、別紙議案説明資料1ページから7ページに記載されている通りです。申請内容は、仙台市青葉区に居住する譲受人が、登米市登米町に居住する譲渡人から、登米町寺池地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。当該農地は譲受人の経営している宿泊施設で、子ども向けの農業体験事業などを開催し、普段は譲受人や宿泊施設従業員が耕作するとのことから効率的に利用できるものと見込まれるため、許可についてはm、妥当との意見で一致しました。 農地法第3条の進行番号12番は、別紙議案説明資料8ページから15ページに記載されているとおりです。申請内容は、登米市中田町に居住する譲受人が、登米市中田町に居住する譲渡人から中田町宝江新井田地内の農地を譲り受け耕作を行うものです。譲受人は、新規就農者ではありますが、近隣の農業者から指導を受けながら耕作するとのことから、効率的に利用できるものと見込まれるため、許可については妥当との意見で一致しました。 以上の通り報告いたします。 令和6年12月25日 現地調査委員 9番 岩淵勉 委員 16番 高橋健之 委員 8番 浅野和宏 委員
議長	次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。 《いずれも支障なしの声》 いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声を確認》 なければ質疑を終わります。 それではこれより議案第55号を採決します。 お諮りします。 本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、日程第 8、議案第 56 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、さらに、日程第 9、議案第 57 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

第 1 区の委員の案件の報告を登壇してお願いします。

6 番委員

農地法第 4 条の進行番号 1 番、2 番については、別紙議案説明資料 16 ページから 21 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に農業用作業所・倉庫の設置及び通路を整備するもので、農地区分としては、第 1 種農地で原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず転用の要件は満たされております。

農地法 5 条の進行番号 1 番、2 番については、別紙議案説明資料 22 ページから 27 ページに記載されている通りです。申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 3 番から 5 番については、別紙議案説明資料 28 ページから 36 ページに記載されているとおりです。申請内容は m、営農型太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められることから、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 6 番については、別紙議案説明資料 37 ページから 39 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告いたします。

	令和6年12月25日 現地調査員 5番 五十嵐幸喜 委員 7番 佐藤久順 委員 6番 柴崎専一 委員
議長	次に、第2区の報告を登壇してお願いします。
8番委員	農地法第5条の進行番号7番については、別紙議案説明資料40ページから42ページに記載されている通りです。申請内容は、居宅を新築するもので農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号8番については、別紙議案説明資料43ページから45ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず転用の要件は満たされており、申請地が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました 以上の通り報告します。 令和6年12月25日 現地調査委員 9番 岩淵勉 委員 16番 高橋健之 委員 8番 浅野和宏 委員
議長	調査報告が終わりました。 これより議案第56号、議案第57号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
19番委員	4条の同一同姓で同じでやっているのは、たぶん同じ内容でやると思うんですけど、なぜ2回に分けて申請をかけているのか教えてください。
事務局	先ほどの質問に関しまして、同一の転用事業の内容で、一筆は内面積転用でやっております、もう一筆まるごと転用するような形になります。あと、一筆は、地目も変更するような理由で分かれているということで伺っております。 その他に質疑ございませんか。

議長

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 56 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号 2 番は既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し適正に手続きを行うよう指導願いたい旨を付すことにいたします。これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 57 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号 8 番は、既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し適正に手続きを行うよう指導願いたい旨付すことにいたします。

これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に日程第 10、議案第 58 号非農地証明願について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第 11、議案第 59 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

本案件は、利用権設定の進行番号 74 番から 76 番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。従いまして審議の進め方は、委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めますよって本議案の審議は分離することに決定いたしました。初めに、委員の案件、利用権設定の進行番号 74 番から 76 番についての審議に入ります。本案件は 17 番、鈴木巖委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 59 号委員の案件、利用権設定の進行番号 74 番から 76 番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

	異議なしと認めます。 よって議案 59 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての利用権設定進行番号 74 番から 76 番は、原案の通り決定いたしました。 17 番鈴木巖委員の入場を許可します。 《委員入場》 次に議案第 59 号の委員以外の案件について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声確認》 なければこれで質疑を終わります。 これより議案第 59 号の委員以外の案件を採決いたします。 お諮りします。 本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって議案 59 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての委員以外の案件については、原案の通り決定いたしました。
議長	次に、日程第 12、議案第 60 号農地利用状況調査に伴う、非農地の判断について、を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声確認》

議長	ないようですのでこれで質疑を終わります。 これより議案第 60 号について採決します。 お諮りします。 本案は原案の通り非農地として決定することにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって議案第 60 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案の通り非農地として決定することにいたしました。 以上で、総会日程は終了しました。 令和 6 年度第 9 回登米市農業委員会総会を閉じます。
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 6 年 12 月 25 日

議 長(会長) _____

議事録署名人 12 番 _____

議事録署名人 13 番 _____